

# 都市計画道路 国納橋通り線 事業説明会

令和8年3月12日（木） 18:30～



完成イメージ図



埼玉県杉戸県土整備事務所

# 本日の説明内容

1. 幸手都市計画道路国納橋通り線について (P.3～)
2. 事業認可について (P.4～)
3. 今後のスケジュール (P.12)
4. 用地測量について (P.13～)
5. ご協力をお願い (P.17)
6. 事業による環境への影響予測結果について (P.18～)

# 1

## 幸手都市計画道路国納橋通り線について



### 幸手都市計画道路 国納橋通り線

【都市計画決定】平成元年10月17日

【延長】1.16km

【幅員】12m (一般部)



事業認可：R8.2.12

延長：463m

本日はこの区間についての説明会となります

# 2

## 事業認可について

平成元年  
10月17日

都市計画決定



令和7年  
11月28日

都市計画変更



令和8年  
2月12日

事業認可の取得



工事完了（事業完了）

○事業認可（都市計画法第59条）

都市計画道路の整備を行うにあたり、  
埼玉県が国土交通大臣の認可を受けて事業をすること。

【事業の名称】 幸手都市計画道路事業3・5・6 | 国納橋通り線  
【施行者】 埼玉県  
【事業計画】 事業地

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端、大字和戸字宿  
宮代台一丁目及び和戸二丁目地内

設計の概要

起点 埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字沼端3 | 1番 | 2地先

終点 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸二丁目2 | 4 | 4番 | 5地先

延長 463メートル

幅員 12メートル（一般部）




車線の数 2車線

事業施行期間

自 令和 8 年 3 月 4 日

至 令和18年3月31日

凡例

-  ...都市計画道路 計画線
-  ...現在の道路
-  ...拡幅する部分  
(規制がかかる箇所)



## 現地の状況について

- ・交通量は1日約14,000台と多く、伊勢崎線第163号踏切（和戸踏切）周辺では慢性的に交通渋滞が発生しており、時間帯によっては最大約700mに渡る渋滞が踏切前後で発生しています。
- ・平成29年1月には踏切道改良促進法に基づく改良すべき踏切道として国から指定されました。
- ・また、歩道が整備されておらず、通行の安全が確保されていません。



## 整備内容について

- ・踏切を除却し、立体交差化することで踏切事故の防止や慢性的な交通渋滞を解消します。
- ・本線・副道ともに歩道を設置し、安全な通行環境を確保します。
- ・副道を対面通行にすることで利便性の低下を防ぎます。

横断図 (A - A')

32.8m

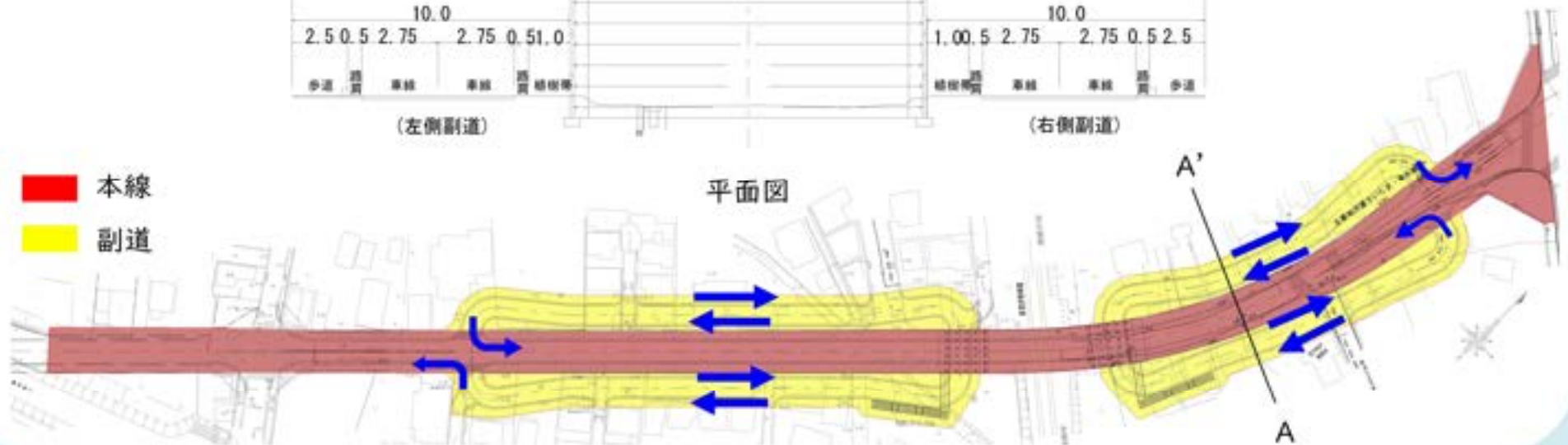


(左側副道)

(右側副道)

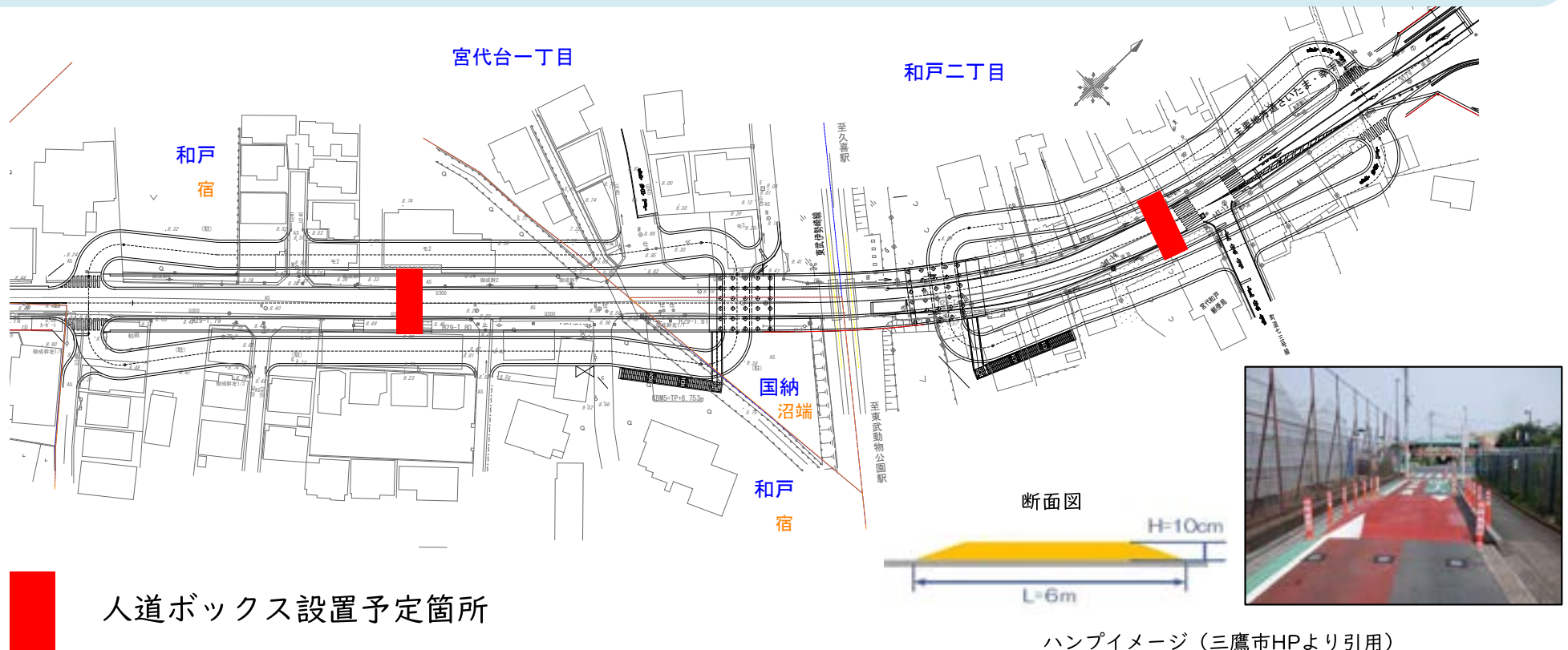
平面図

■ 本線  
■ 副道



## 人道ボックスについて

- ・ 立体部分を横断するための歩行者と自転車が通行できる人道ボックス（トンネル）を設置する予定です。
- ・ 副道横断部付近には車両の速度を抑制するためのハンプ等を設置して横断者の安全確保を行います。



### 建築等の制限（都市計画法第65条）

事業で必要となる土地に施行の障害となるおそれがある行為を行う場合、埼玉県知事の許可が必要となります。

施行の障害となるおそれがある行為とは

- ①土地の形質の変更
- ②建築物の建築
- ③その他工作物の建設
- ④移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

原則としてこれらの行為は**不許可**となります。

### 土地建物等売買の制限（都市計画法第67条）

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、事前に予定金額、買い主等について、書面で施行者(埼玉県)に届出が必要になります。

⇒届出後、埼玉県は30日以内に買い取るかどうかを通知します。  
それまでの期間は、当該土地建物等を譲り渡すことができません

埼玉県が買い取る場合      売却予定金額で買収

埼玉県が買い取らない場合      売却が可能

※届出なく売却した場合などは50万円以下の過料（都市計画法第95条）

事業用地にかかる土地をご売却のご予定がある方は  
事前に杉戸県土整備事務所へご相談ください。

### 土地の買取請求（都市計画法第68条）

事業地内の土地所有者は建物や工作物が無い場合に限り、買取の請求を行うことができます。

### 土地収用法の適用（都市計画法第69条）

事業地内において土地収用法の規定が適用されるようになります。

事業内容や法令の制限等を記載した周知看板を事業地内に設置します。

### 看板および看板設置のイメージ

お 知 ら せ

「新千歳市計画道路事業3-5-4-1国幹線通り線」の下記の範囲については、令和8年2月12日に国土交通省関東地方整備局より都市計画課より事業2種の決定に基づき都市計画事業の認可を受け、令和8年3月4日に同課より事業1種の決定に基づき告示がなりましたので、当該告示4号により土地所有権及び関係人の権利に決約のとおり費用いたしました。

■

1. 都市計画事業の種類及び名称  
新千歳市計画道路事業3-5-4-1国幹線通り線

2. 施行者の名称  
埼玉県

3. 事業所の名称、所在地  
埼玉県川戸農土整備事務所 埼玉県北葛飾郡川戸町川戸4-3-2農地

4. 事業地の所在  
埼玉県川戸農土整備事務所 埼玉県川戸町川戸4-3-2農地

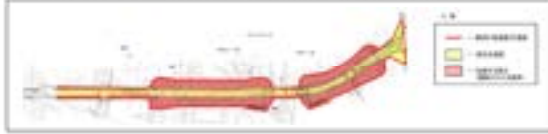
5. 都市計画事業認可に基づく規制等

- 当該事業地内において、都市計画事業の施行の障礙となるおそれがある土地の所有権若しくは建築物の所有権については、埼玉県知事の許可を受けなければなりません。（都市計画法第47条）
- 当該事業地内の土地建築物を専断で譲り渡そうとする者は、当該土地建築物の予定対価の額を埼玉県へ届け出なければなりません。また、届出があった日から30日以内に、埼玉県が届出した者に対し当該土地建築物を買い取る旨の通知をしたときは、埼玉県と届出した者との間に、届出書に記載された予定対価の額に相当する内定で、売買が成立したものとみなされます。（都市計画法第47条）
- 事業地内の土地所有権若しくは建築物の工率物が無い場合に限り、買取り請求を行うことができます。（都市計画法第48条）
- 都市計画事業については、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の権利侵害が発生します。（都市計画法第49条）

6. 罰則について

- 都市計画法第47条の届け出なく事業地内の土地建築物を譲渡するなど、法に違反する違反行為に対しては罰則規定があります。（都市計画法第47条第2項）

7. 事業地の範囲  
下記のとおり  
なお、事業地の詳細については、上記告示第4号及び関係告示において掲載しております。



■ 事業地の範囲

○ 関係者 各 氏  
都市計画事業の認可がなされると、告示の日から 満1年を経過することにより土地収用法上の「事業の認可の効力」が開始となされたものとみなされることになっております。  
したがって、本事業においては、令和8年3月4日（以下、「告示の日」という。）を基準として土地収用法上の種々の規定が適用されることになっております。  
この告示がなされると、当該事業地に対する種々の決定は、告示の日の権利を基準として、買収時点の権利を基準するとともに、土地所有権等は土地の収用法は使用の効力を申請するよう埼玉県に請求でき、また、その土地の種別等を支払うよう併せて請求できるなどの効果が発生します。

土地収用法に基づく内容

- 土地所有権の土地に関する権利等は、この告示の日における土地の権利を基準として、買収時点の権利を基準とします。
- この告示があった後、土地又はその土地にある物件に新たな権利を取得されても、既得の権利を承継された場合は新取得の権利を認めることができます。
- この告示があった後、埼玉県知事の許可を受けずに土地の転買を完了されたり工作物の新築増設等をされても、それについて特異はありません。
- 関係法令の準則では、土地所有権及び関係人が早期に権利を行使されることとなり、買取り請求を提出することができます。

また、これらにつきましては、ご不明な点がございましたら、下記のご連絡先までお問い合わせください。






＜問合せ先＞  
埼玉県川戸農土整備事務所 道路建設課  
電話 0480-34-2381

埼玉県



## 3

## 今後のスケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度以降
詳細設計 (道路・橋梁)						
都市計画の 変更手続き						
用地測量						
物件調査						
用地交渉・買収						
工事						

※事業の進捗により変更となる場合がございます

## 【目的】

用地測量は、**道路を整備するために必要となる土地の範囲**について、**面積を測定**するために行うものです。

## 大まかな流れ

## 測量作業の実施

- ・ 現地で測量機械を使用した作業を実施します。皆様方の敷地内に立ち入りさせていただく場合がございますが、その際はお声掛けいたします。

## 資料作成

- ・ 測量結果や登記書類などを整理し、資料の作成を行います。

## 立 会 (14ページ)

- ・ 皆様方の土地の範囲を確定させるため、隣接地との**土地の境界**について、**現地で立会いをお願いいたします。**立会いの際は事前にご都合の良い日時をお伺いした上で日程を調整させていただきます。

図面作成、境界杭等の設置  
(15ページ)

- ・ 立会いただいた結果をもとに、道路用地として取得させていただく土地の面積を測定します。現地には境界が分かるよう杭や鋤を設置します。



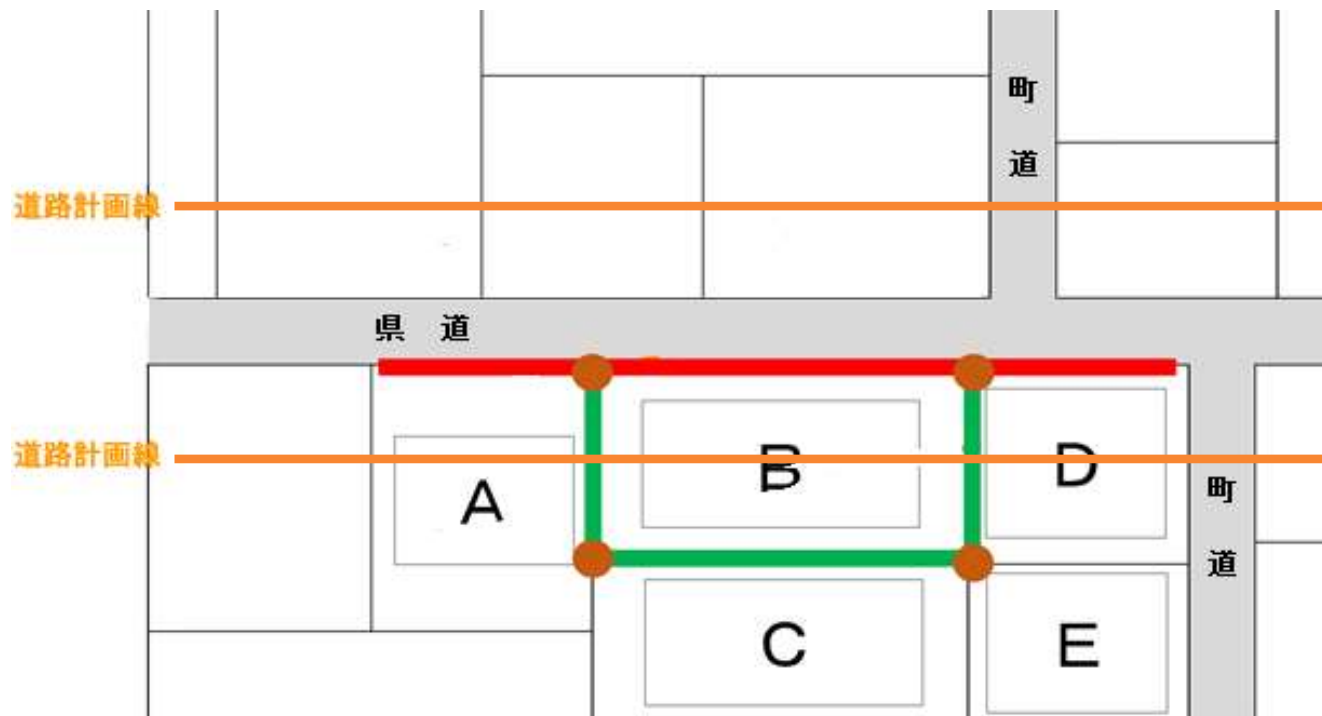
# 4

## 用地測量について

### 立会について

道路用地としてお譲りいただく土地について、土地の範囲・面積を確定するため、**隣接する全ての土地との境界を確認**する必要があります。

Bさんの土地を例にした場合、Bさんに加え、道路管理者（埼玉県）、Aさん、Cさん、Dさん、Eさんに立会いしていただき、境界の確認を行います。

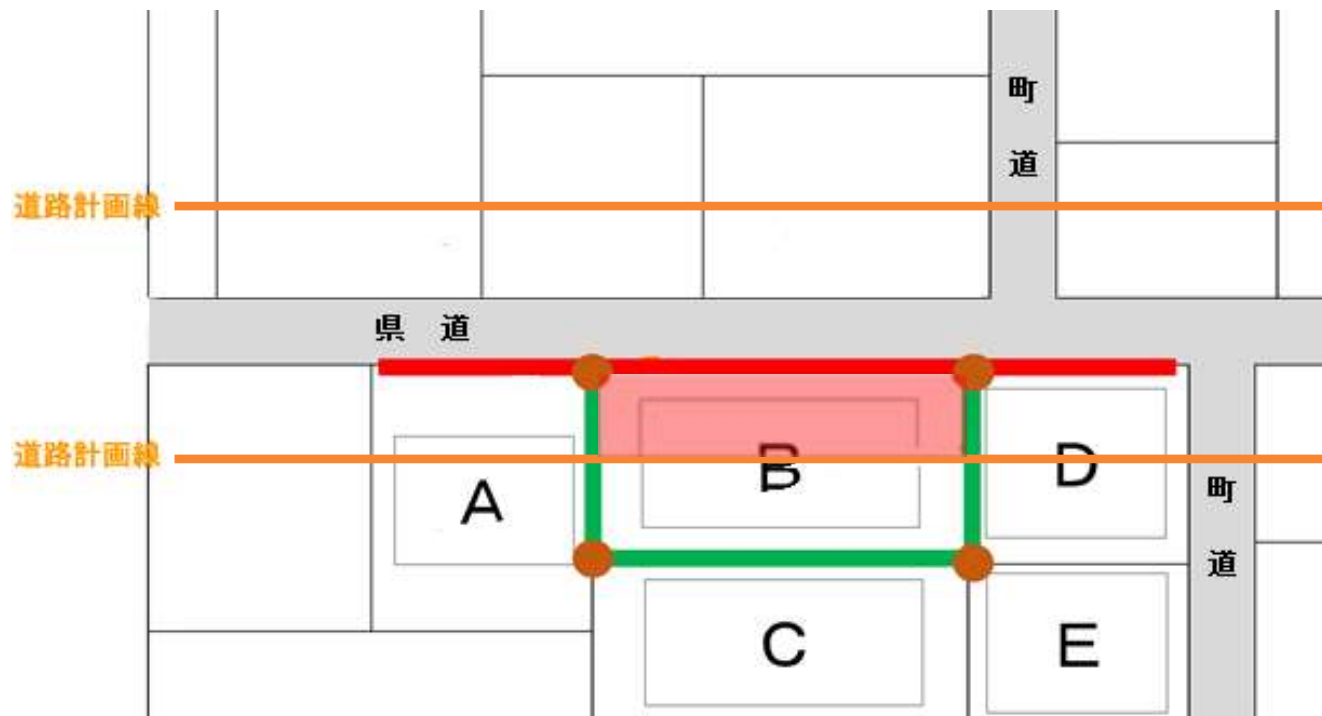


## 4

## 用地測量について

## 図面作成、境界杭等の設置

Bさんの土地の範囲が確定した後、道路用地として取得させていただく土地（赤着色の範囲）の面積を測定します。  
取得させていただく面積と残る土地の面積を精査し、図面の作成をします。  
境界には杭や鋸を設置します。





## 用地測量を行う測量会社の紹介

用地測量は、専門の測量会社が実施します。  
測量会社の担当者は、県が発行する  
「身分証明書」を携帯しております。

今回、用地測量を  
**旭工榮株式会社**が行います。

会社名 : 旭工榮株式会社  
担当者 : 大橋 (おおはし)、岡田 (おかだ)  
調査時期 : 令和8年3月～令和8年7月 (予定)  
電話番号 : 048-555-6181

9999 身分証明書		顔写真
氏名	杉戸 太郎 (S99年9月9日 生)	
勤務先	旭工榮株式会社	
住所	行田市行田13番12号	
委託業務の名称	橋りょう整備工事 (和戸立体・用地測量業務委託)	
上記の者は、埼玉県発行の委託業務に従事する者であることを証明する。		
有効期間	令和8年 月 日 から 令和8年 月 日 まで	
発行日	令和8年 月 日	
埼玉県杉戸県土整備事務所長		

身分証明書のイメージ

## 土地・建物の所有権登記について

道路用地の取得をさせていただく際には、土地・建物の登記資料（登記簿謄本）に記載されている名義人様との契約が基本となります。

もし、被相続人の方のままの登記などがありましたら、所有権移転登記のご対応を早期にお願いいたします。

※法務局 資料より一部抜粋  
（登記簿謄本 参考）

表題部（土地の表示）		種類	不動産番号
地図番号	簿巻特定	[法五]	00000000000000
所在地		[法五]	
①地番	②地目	③地積㎡	原因及びその日付（登記の日付）
101番	宅地	300.00	不詳 [平成20年10月14日]
所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎			

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 志保太郎

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	見	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日金銭消費貸付同日設定 質権 金2,000,000円 利率 年2.0%（年365日割計算） 償還金 1,400,000円（年365日割計算） 借主 特別区南都町一丁目5番5号 志保太郎 貸主 株式会社北極銀行 （取締役 南都支店） 共同担保 目録002540号

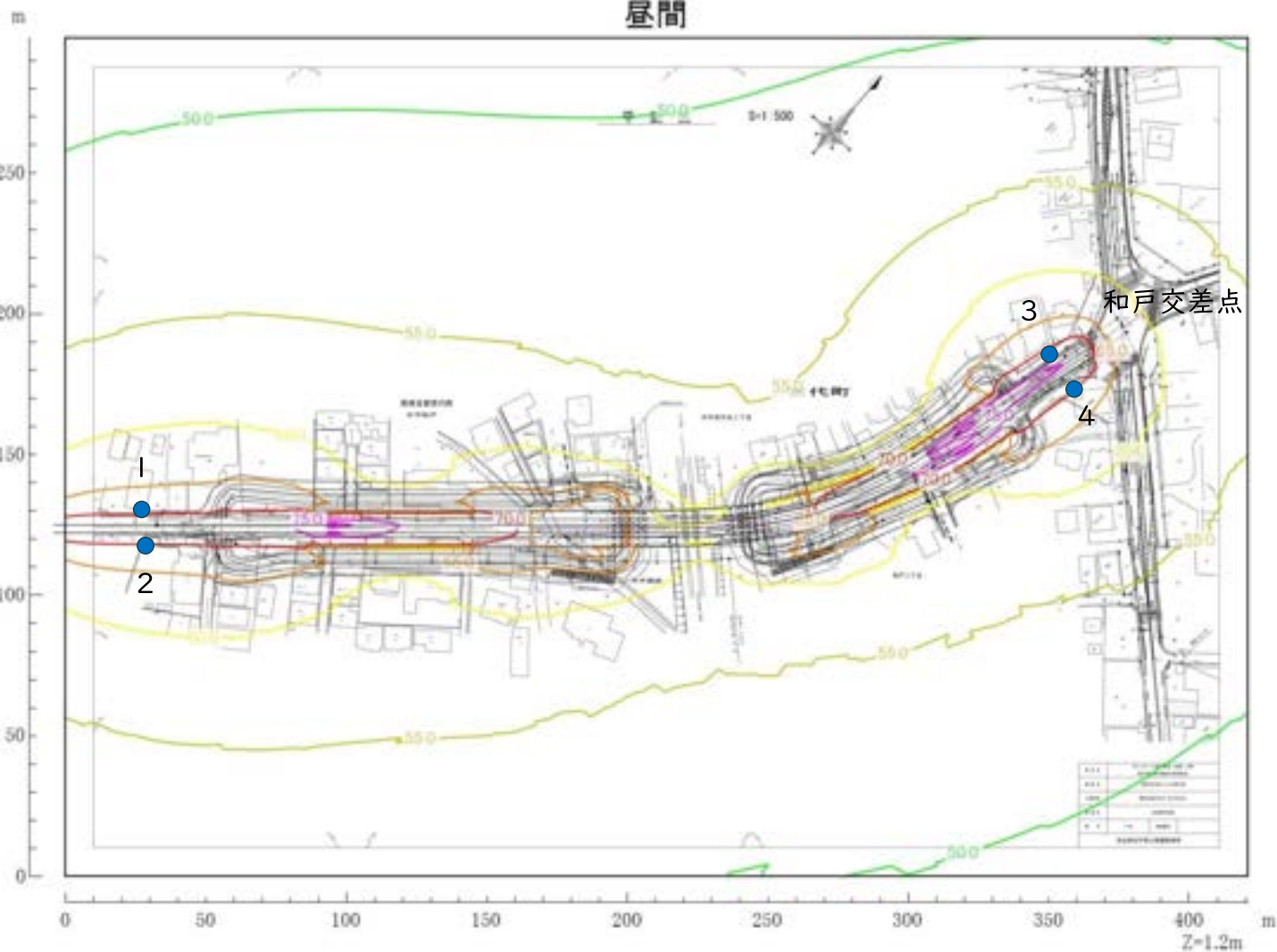
相続登記が完了しているか  
ご確認をお願いします。

## 6

## 事業による環境への影響予測結果について【騒音】

騒音の予測結果（20%増交通量、大型車混入率25.5%）

昼間



昼間

予測地点	騒音レベル (dB)	基準値 (dB)
1	69 (69.2)	70
2	70 (70.2)	
3	71 (70.6)	
4	70 (70.4)	

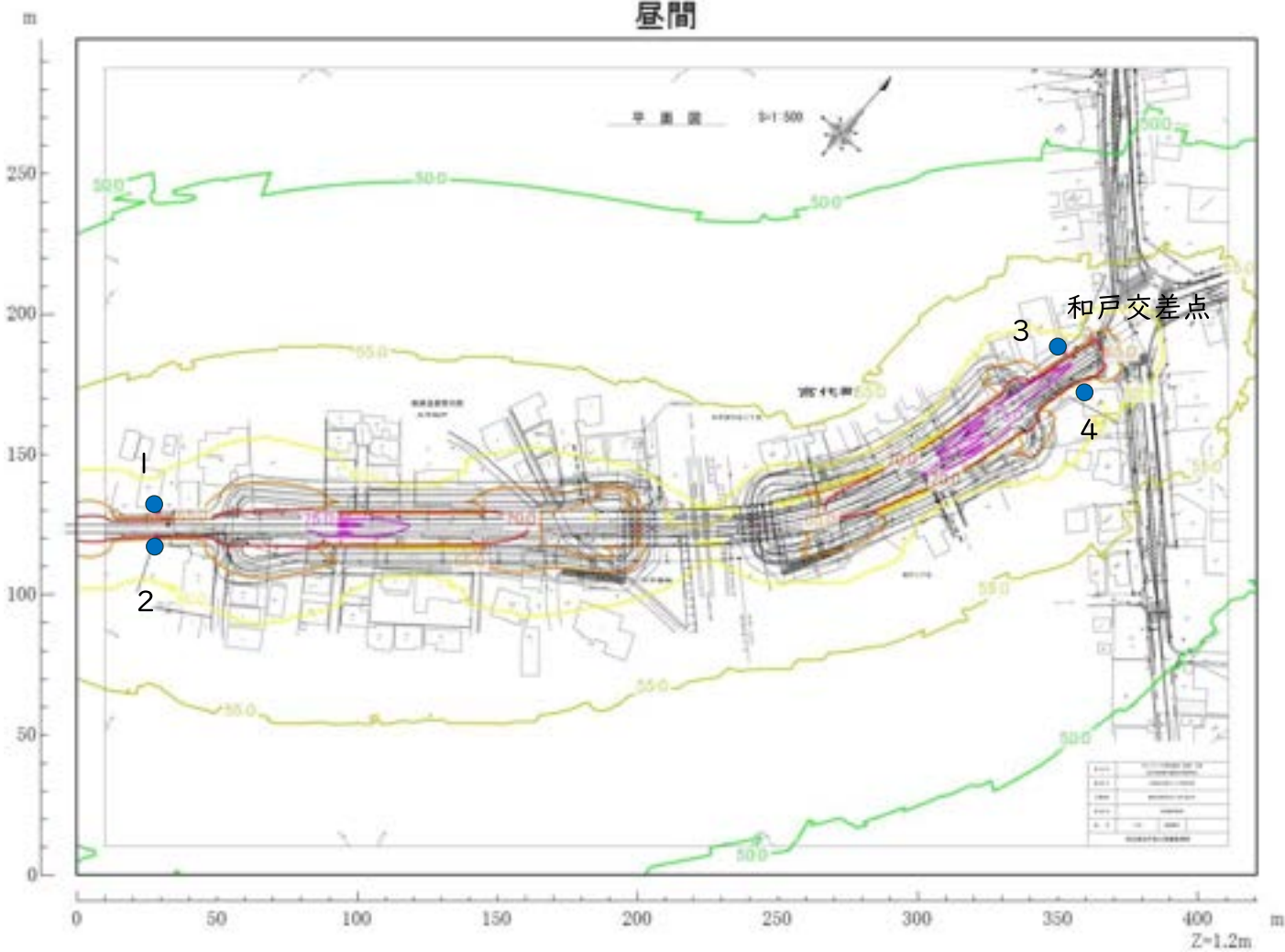


## 6

## 事業による環境への影響予測結果について【騒音】

騒音の予測結果（20%増交通量、大型車混入率25.5%、防音壁あり）

昼間



予測高さZ=1.2m

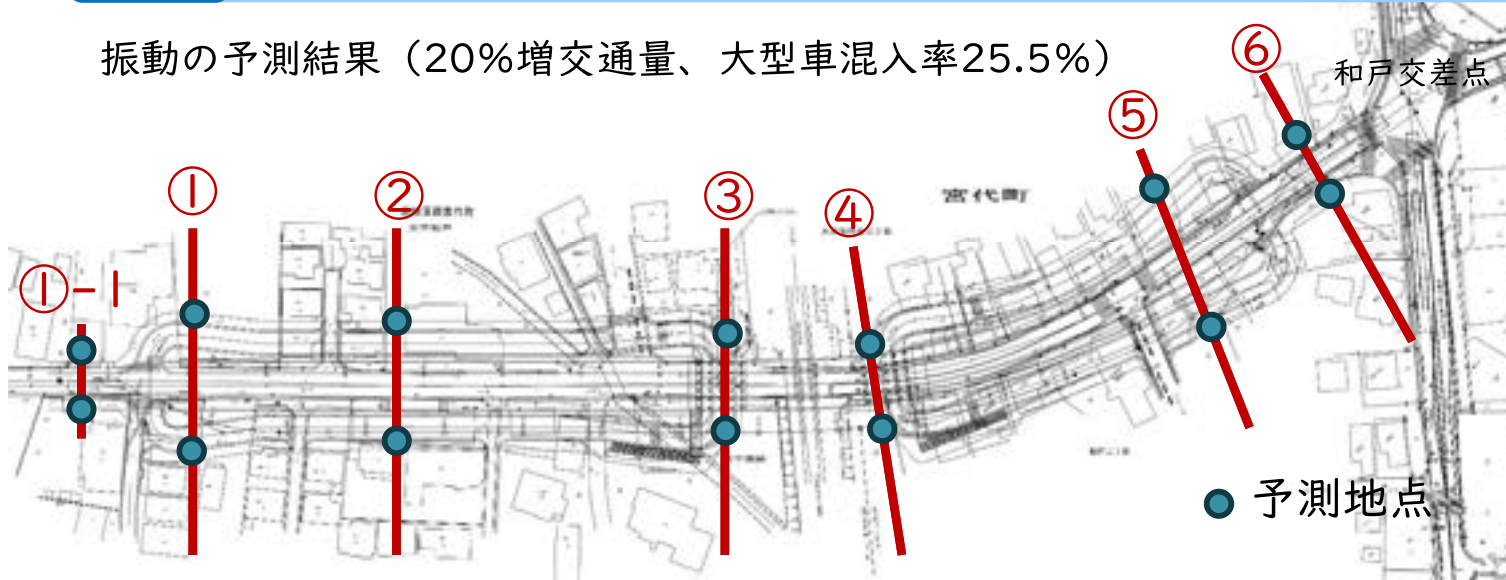
昼間

予測地点	騒音レベル (dB)	基準値 (dB)
1	61 (61.4)	70
2	61 (61.3)	
3	61 (61.1)	
4	62 (61.9)	

# 6

## 事業による環境への影響予測結果について【振動】

振動の予測結果（20%増交通量、大型車混入率25.5%）



No.	道路構造
①	平坦
②	盛土
③	高架
④	高架
⑤	盛土
⑥	平坦

- ・ 予測モデル  
道路環境影響評価の技術手法（平成24年度）
- ・ 道路構造  
平坦、盛土、高架

昼間

単位：dB

	北	南	基準
①	47	47	65
②	42	42	
③	44	44	
④	44	44	
⑤	46	46	
⑥	47	47	
①-1	48	48	

夜間

単位：dB

	北	南	基準
①	43	44	60
②	39	39	
③	40	40	
④	40	40	
⑤	43	43	
⑥	43	43	
①-1	44	44	

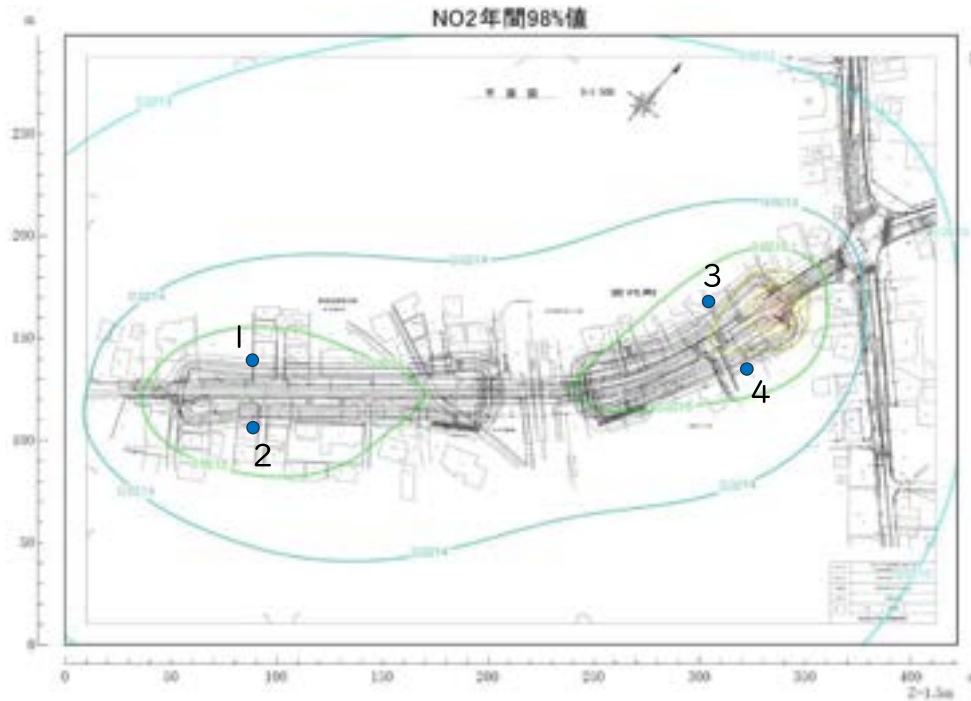
※人体の振動感覚閾値は、50%の人が感じる振動レベルでおよそ60dB、10%の人が感じる振動レベルでおよそ55dBとされています。

# 6

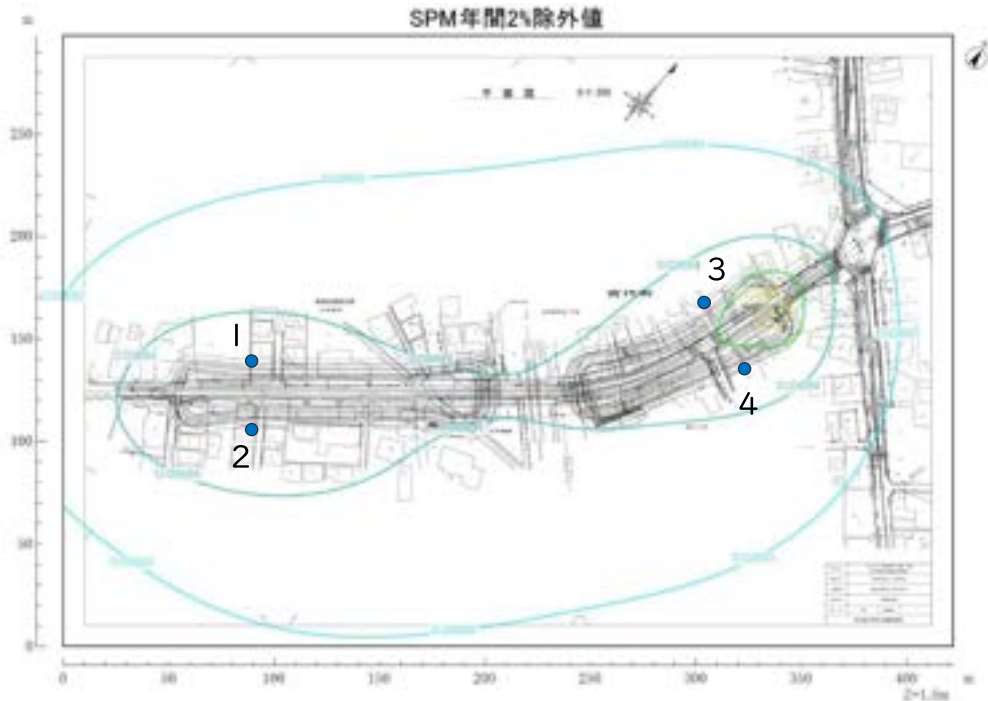
## 事業による環境への影響予測結果について【大気質】

自動車走行に伴う予測として二酸化窒素と浮遊粒子状物質を対象として予測を行った  
大気質の予測結果（20%増交通量、大型車混入率25.5%）

### NO2（二酸化窒素）



### SPM（浮遊粒子状物質）



地点No	No x 寄与濃度	BG濃度	No x 濃度	NO2寄与濃度	BG濃度	年間98%値
1	0.000621	0.012	0.012621	0.000252	0.009	<b>0.0216</b>
2	0.000657		0.012657	0.000270		<b>0.0216</b>
3	0.000639		0.012639	0.000261		<b>0.0216</b>
4	0.000615		0.012615	0.000249		<b>0.0216</b>

地点No	SPM寄与濃度	BG濃度	SPM濃度	年間2%除外値
1	0.0000161	0.014	0.014016	<b>0.0368</b>
2	0.0000171		0.014017	<b>0.0368</b>
3	0.0000165		0.014017	<b>0.0368</b>
4	0.0000157		0.014016	<b>0.0368</b>

#### 環境基準

NO2：1時間値の1日平均値（年間98%値）が0.04～0.06ppmまでのゾーン又はそれ以下であること。

SPM：1時間値の1日平均値（年間2%除外値）が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること。

・予測モデル  
道路環境影響評価の技術手法  
（平成24年度）

# お問い合わせ先

## ●埼玉県 杉戸県土整備事務所

【事業全般に関すること】

道路施設担当

TEL：0480-34-2120

【用地取得の全般に関すること】

用地担当

TEL：0480-34-2383

## ●宮代町

【用地取得の交渉に関すること】

まちづくり建設課 道路担当

TEL：0480-34-1111



埼玉県マスコット「コバトン」